

広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金の設置、管理及び処分
に関する条例

平成19年3月28日

条例第24号

(設置)

第1条 財政の健全な運営に資するため、広島県後期高齢者医療広域連合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計の毎会計年度において新たに生じた歳入歳出の決算剰余金のうちから、2分の1を下らない範囲内で広域連合長が定める額とする。

2 前項に定める額を積み立てるほか、広域連合長が必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に積立てをすることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的を達成するための事業の財源とする場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月5日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。